

○経済産業省告示第百八十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年八月十六日から施行する。

なお、平成二十七年経済産業省告示第百五十九号（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）は、平成二十九年八月十五日限り、廃止する。

平成二十九年八月十日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

改正後	改正前
輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三十三号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積域その他貨物の輸入に必要な事項の公表（第一回）	輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三十三号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積域その他貨物の輸入に必要な事項の公表（第一回）

を行なう等の件）は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。

一 「略」

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

を行なう等の件）は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。

一 「略」

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域		貨 物	
	項目	関税率表	貨物名
	番号	の番号等	
[並]			
	<u>三の9の</u>	0302・36	みなみまぐろ
	<u>(3)</u> に	0302・91-2	(生鮮又は冷
	掲げる国	0302・99-1	蔵のみなみま
	又は地域	0302・99-2-(2)	ぐろに限る。)
	を除く国	0304・49-2	
	又は地域	0304・59-2	

地 域		貨 物	
	項目	関税率表	貨物名
	番号	の番号等	
[並]			
	<u>三の9の</u>	0302・36	みなみまぐろ
	<u>(6)</u> に	0302・91-2	(生鮮又は冷
	掲げる国	0302・99-1	蔵のみなみま
	又は地域	0302・99-2-(2)	ぐろに限る。)
	を除く国	0304・49-2	
	又は地域	0304・59-2	

(当該国 又は地域 を原産地 とする場 合に限 る。)			
[留]			
第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モ ントリオール議定書附属書に定める物質及び 製品、 <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等</u>			
(当該国 又は地域 を原産地 とする場 合に限 る。)			
[留]			
第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モ ントリオール議定書附属書に定める物質及び 製品並びに <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規</u>			

に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

1 三の九の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域の種として絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（第1の表中三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除

制等に関する法律に定める第一種指定物質等

1 三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域の種として絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（第1の表中三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除

く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)並びに三の九の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2 三の九の(5)に掲げる国又は地域を除

く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)並びに三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2 三の九の(4)に掲げる国又は地域を除

く国又は地域を船積地域とするモニトリ
オール議定書附属書AからCまで及びEに
掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げ
る製品

3 三の9の(6)に掲げる国又は地域を除

く国又は地域を船積地域とする化学兵器の
禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平
成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁
止法」という。)第二条第五項に規定する
第一種指定物質及び第一種指定物質を含有
するもの(化学兵器の禁止及び特定物質の
規制等に関する法律施行令(平成七年政令
第九十二号)別表二の項の第三欄に掲げ

く国又は地域を船積地域とするモニトリ
オール議定書附属書AからCまで及びEに
掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げ
る製品

3 三の9の(5)に掲げる国又は地域を除

く国又は地域を船積地域とする化学兵器の
禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平
成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁
止法」という。)第二条第五項に規定する
第一種指定物質及び第一種指定物質を含有
するもの(化学兵器の禁止及び特定物質の
規制等に関する法律施行令(平成七年政令
第九十二号)別表二の項の第三欄に掲げ

る第一種指定物質についてはその含有量が全重量の１％以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の１０％以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）

4 三の９の（７）に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条

約第三条１（a）に規定する水銀

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承

る第一種指定物質についてはその含有量が全重量の１％以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の１０％以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）

〔新設〕

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承

認」という。)を受けるべき場合は、次の表の
第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物
を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃
棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、一

残留性有機汚染物質に関するストックホルム

条約に定める規制物質並びに水銀による環境

の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀

使用製品等

1～4 [略]

5 水銀による環境の汚染の防止に関する法

認」という。)を受けるべき場合は、次の表の
第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物
を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃
棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質並

びに残留性有機汚染物質に関するストックホ

ルム条約に定める規制物質

1～4 [略]

[新略]

律（平成二十七年法律第四十二号）第二條

第一項に規定する特定水銀使用製品及びこ

れを部品として使用する製品

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)

までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～7 「略」

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～7 「略」

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1) 「略」

(2) 9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物(二の表の罫「中」の9の(1)に掲げる国を添へ国又は地域名の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の

(1) 「略」

(2) 9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物(二の表の罫「中」の9の(1)に掲げる国を添へ国又は地域名の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の

表の辨にに基づく二号承認又は7の(6)から(8)までにに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の

原本

(3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の辨にに基づき二号承認を受けらるべき貨物及び7の(6)から(8)までに基づき経済産

表の辨にに基づく二号承認又は7の(6)から(8)までにに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の

原本

(3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の辨にに基づき二号承認を受けらるべき貨物及び7の(6)から(8)までに基づき経済産

業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）
 については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物 又は植物 の原産地	当該動物 又は植物	又は植物	を附属書 Ⅲに掲げ びロに掲げる
船積地域	〔略〕		9の(4)のイ及
提出書類	〔略〕		再輸出証明書又は船 積地域内で加工され

業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）
 については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物 又は植物 の原産地	当該動物 又は植物	又は植物	を附属書 Ⅲに掲げ びロに掲げる
船積地域	〔略〕		9の(3)のイ及
提出書類	〔略〕		再輸出証明書又は船 積地域内で加工され

た国				
国又は地域（当該動物又は植物の原産地に係る国又は地域を除く。）	証する書面（以下「加工証明書」という。）	の原本（いずれもワシントン条約に基づき管理当局等が発給するものに限る。）	9の(4)のイ及び	当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除
たものであることを	たものであることを	するものに限る。）	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する再輸出証明書若しくは加工証明書又は原産地に係る国	た国を除

た国				
国又は地域（当該動物又は植物の原産地に係る国又は地域を除く。）	証する書面（以下「加工証明書」という。）	の原本（いずれもワシントン条約に基づき管理当局等が発給するものに限る。）	9の(3)のイ及び	当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除
たものであることを	たものであることを	するものに限る。）	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する再輸出証明書若しくは加工証明書又は原産地に係る国	た国を除

冷蔵のみなみまぐろに限る。)の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チエコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、大韓民国、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、

スウェーデン、台湾、英国

(4) 〽
(6) 「略」

「三の9の(3)に移動」

(3) 〽
(5) 「略」

(6) 二の表の「〽」のみなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、以下のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージー

(7)

二の表のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー

ダ、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボ

ツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カ

ナダ、チャド、中華人民共和国（香港及び

マカオを含む。）、コスタリカ、チェコ、デ

ンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサル

ランド、大韓民国、フィリピン、ポーラン

ド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、

スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、

スウェーデン、台湾、英国

〔新設〕

バドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イラン、ヨルダン、クウェート、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、セントクリストファー・ネイビス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、

<u>トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア</u>	
	備考 表中の「」の記載は注記である。